

(国有財産の無償使用)
第十二条 法附則第九条の規定により国が人間文化研究機構に無償で使用させることができる国有財産及び当該国有財産の使用に関し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。
附則
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

総務大臣 佐藤 勉
文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舛添 要一
経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 金子 一義
環境大臣 斉藤 鉄夫
内閣総理大臣 麻生 太郎

省 令

○文部科学省令第三十一号
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第十八号)の施行に伴い、及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第五条第二項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年九月十一日
国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令
国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第一条関係) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の項中

研究、収集、整理する文献その他の	を	国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
国立国語研究所	を	国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
に改める。		国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(独立行政法人国立国語研究所に関する省令の廃止)
第二条 独立行政法人国立国語研究所に関する省令(平成十三年文部科学省令第三十四号)は、廃止する。

(会計処理の特例)
第三条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律附則第二十三条第一項の規定により大学共同利用機関法人人間文化研究機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条第一項の指定があつたものとみなす。

○厚生労働省令第四百一十一号
厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十六条の四第二項の規定に基づき、厚生年金基金規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年九月十一日
厚生労働大臣 舛添 要一
厚生年金基金規則の一部を改正する省令
厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の十一第一号中、「年三分二厘」を「年四分一厘」に改める。
附則に次の一項を加える。
7 平成二十二年四月から同月以後最初に到来する令第三十六条の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める月の前月までの分の免除保険料率の基準となる代行保険料率の算定に用いる代行給付費の予想額並びに標準報酬月額及び標準賞与額の予想額は、代行保険料率算定基準日における法附則第三十条第一項に規定する過去期間代行給付現額の額が法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額を上回っている基金においては、第三十二条の十一の規定に基づき算定した代行給付費の予想額の現価を当該規定に基づき算定した標準報酬月額及び標準賞与額の総額の予想額の現価で除して得た率(以下この項において、「新代行保険料率」という。)が、当該基金の平成二十二年三月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率を下回る場合には、当該規定にかかわらず、同月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率の算定に用いた額とする。この場合において、第三十二条の十三中、「次の各号」とあるのは、「新代行保険料率及び次の各号」と、第三十二条の十四中、「及び前条各号に掲げる事項」とあるのは、「並びに新代行保険料率及び前条各号に掲げる事項」とする。
附則
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
○農林水産省令第五十四号
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第三十一条第九号、第六条及び第十三条第一項の規定に基づき、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年九月十一日
農林水産大臣 石破 茂
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成十五年農林水産省令第七十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 死亡(とさつによる死亡を除く。以下同じ。)した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先
第六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 死亡した牛の譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先
第十七条第二項を次のように改める。
2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
二 死亡した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先
附則
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。